

# スペイン内戦における 反乱派政権の経済政策

— 財政・通貨政策を中心に — (下)

深澤安博

はじめに

## I 経済動員の開始

## II 二つの経済圏の成立

- (1) 「国民ペセータ」の登場
- (2) 「国民ペセータ」を求めて
- (3) 財源確保と精神高揚のための特別税
- (4) 通貨増発＝インフレーション政策と徴発

(以上、前号)

(以下、本号)

## III 北部陥落から「新国家」建設へ

## IV 国民寄金

## V 敗者のための法

おわりに

## III 北部陥落から「新国家」建設へ

37年6月のビルバオ陥落に始まる北部地方の制圧は、経済面から見ても決定的転換期であった。反乱派支配地域は拡大し（共和国地域の2.5倍以上）、住民も増加した（約1,300万人。共和国地域は約1,100万人）。従来の農業地帯に加え北部鉱工業の重要部分を得たことで、国内の工業生産の基礎が与えられた。しかし、鉱産物・農産物は援助の対価として国外に移出されつづけていたし、

工業ではもちろん軍需産業が優先された<sup>(1)</sup>。

北部占領の過程では、また大量の通貨の交換がおこなわれた。ビルバオでは住民は6月25日から20日間、スペイン銀行支店などに赴き申告書を添えて旧通貨を提出し反乱派政権の新通貨を受け取った。同じことはサンタンデル（9月1日から20日間）、ヒホン（10月25日から20日間）でもおこなわれた<sup>(2)</sup>。これらの地域では、共和国政府が流通させたスペイン銀行紙幣だけでなく、上記地域のスペイン銀行各支店が発行した紙幣、バスク政府やアストゥリアス・レオン評議会が発行した紙幣が流通していた。後者は一種の補助紙幣として食料や物資の分配・流通を媒介する手段となっていたが、新通貨との交換の際にはこれらもすべて無効とされた<sup>(3)</sup>。これは食料確保など住民生活に著しい混乱を引き起こすことが予想されたため、当初はスペイン銀行によって次のような措置が採られた。「この（通貨の）交換は食料調達隊の協力を得てスペイン銀行職員によって食料市場で始められ、後に各地域の銀行でおこなわれる。これは一般住民の食料調達という差し迫った要請に素早く対応するためである。より多くの便宜を図るため、この場合の交換は100ペセータまでに限られるが、その申告書の提出は必要でない」（スペイン銀行副総裁の指示）<sup>(4)</sup>。さらに、北部占領によって反乱派が優位になると共和国地域からの逃亡者が多くなり、彼らが持ってきた通貨の処置が問題とされた。逃亡者たちは「国民運動」に賛成であると署名した後、唯一の財産が審査委員会で認められるかどうかを待たなければならなかった<sup>(5)</sup>。

ビルバオはスペイン経済の一つの中心であったので、この地が反乱派に組み入れられたことは、手持ちの通貨だけでなく銀行等にある大量の預金の存在を浮かび上がらせた。反乱派政権とスペイン銀行が採った方策は、この資金を政府の統制下に置くためにすべての預金を封鎖するというものだった。7月1日に次のようなスペイン銀行の指示が出された。新政府が預金封鎖をして内戦中の共和国支配下でなされた諸経済活動を監査する、このためスペイン銀行などがこの間の資金の移動状況を調査する、このようにして「[資金]所有者の責任」を明らかにし、その資金を「始末」depuración するなどの「経済的性格の処罰」をする。8月6日の指示は、36年7月18日以後に入金されたものを「始末」することをよりはっきりと打ち出した。スペイン銀行のスタッフは言う。「これらの全ての方策が国の利益を守るために採られたのは、これらの[共和国のもとでの]預金の残高が途方もなく増えていたからである」<sup>(6)</sup>。

内戦中の共和国の経済活動をこのような方法で「始末」というやり方には、共和国の経済（通貨）状況が反乱派に及ばないようにするという「経済的」動機があったが、他方で、反乱派に敵対して経済活動をおこなった者たちの資金を奪って彼らを「懲罰する」という「政治的」動機があった<sup>(7)</sup>。これ以降、内戦終了後に「封鎖解除法」が出るまで、共和国の下での取引活動（預金、資金移動、手形、融資など）は全て封鎖されたのである<sup>(8)</sup>。

反乱派政権の経済スタッフは、北部地方の制圧後、つまり37年末には勝利をほぼ確信したようだ。この頃から彼らの目指す「新国家」の経済建設を見通したプランや政策が立てられる。38年1月にスペイン銀行調査部は『スペインの通貨共同体の再建に関する検討』という報告書を出した<sup>(9)</sup>。その序に言う。「国民政府の相次ぐ地理的拡大は、・・・今や非常に込みいった問題を提起しつつある。勝者の通貨流通に敗者のそれをいかにして組み入れるかということだ。この問題は完全勝利の日にその重要性が最高度に達する運命にある。・・・スペインの通貨の統一は再建され始めている。この再建の根幹をなすべき原理とは何だろうか？ その方法とは？」<sup>(10)</sup>。この設問に答えて彼らが主張する原理の基本とは次のようなものである。「国家には、新しい法的秩序の樹立に抵抗し、またこれだけでも公けの利害に損害を与える戦争を長引かせた敗者の側の責任者たちを懲罰する権利がある」<sup>(11)</sup>。内戦を引き起こした自らの側の責任を全く省みることなく、「正当」な政府にたてついて「敗者」となった者の戦争責任を問うてこれを「懲罰」しようとする思想には少なからぬ驚きを覚える。

しかし、今や勝利を確信した側がふりかざす敗者に対するこの懲罰権の原理は、先述のようにすでにビルバオ陥落直後から実際に適用され始めていた。『検討』では「始末」の方法がもっと具体的に示される。「内戦の期間中に、異なった二つのベセータがあり、・・・程度の異なった二つのインフレーションがあり、異なった二つの購買力が存在する」、この現実からすると、二つの異なった通貨共同体が統合される際には共和国地域の取引活動はどのようにして国民ベセータに組み込まれるべきか。「一般的方法は次のようである。マルクス主義者のベセータは、それが貨幣そのものであれ貨幣での取引関係であれ、それぞれのもつ価値の割合にしたがって国民ベセータに換えられる」、ただし、共和国の軍・民の諸組織や協力者の保持する通貨や諸権利は無価値とする<sup>(12)</sup>。内戦中は封鎖が続けられたので、ここに提起された方法は実行されることがなかった。内戦終了後に封鎖解除法が公布され上述のような方法（「価値の割合」）

で「始末」が実施されることになる。

他にも『検討』は、「解放」地での新たな通貨交換方法を提起した。ある地域が解放されると住民の1か月間の生活に必要な通貨が48時間以内に準備され、これは共和国の通貨とも等価で交換される、この後は以前と同じ申告制による<sup>(13)</sup>。これはすでにビルバオでこころみられたやり方だが実際に適用され、38年4月からほぼこのような方法で通貨交換がおこなわれた<sup>(14)</sup>。同年秋からは、「解放地」の拡大によって増え続ける交換申請から生ずる諸問題を処理するために、各県に通貨交換審査院 Tribunal de canje de billetes が設置された。何らかの理由で交換を拒否された者はここに訴えることができた<sup>(15)</sup>。37年3月からの通貨交換と同じように38年にも多くの期限外の交換申請があった。これらは主に共和国地域からの逃亡者や外国人所有のもので、反乱派政権への抵抗と見なされるものではない<sup>(16)</sup>。

『検討』とはほぼ同じ頃、スペイン銀行調査部は『スペインの経済再建のための[外国]借款』という報告書も出している<sup>(17)</sup>。ここでも勝者となったことが前提とされている。内戦が終わったら、「赤」の地域の破壊的状况からして経済再建のために大変な努力をしなければならない。都市も農村も物資も破壊されているか欠乏しているので、本来なら輸出に向けられる農産物を「我が兄弟たち」の緊急の食糧に充てなければならないし、他方、すぐに機械類などの膨大な量の輸入が必要となる。「赤」の政府が金準備を奪ったので、対外的支払いのために借款を得なければならない。しかし今は以前のような条件では借款を得ることはできない。スペインに有利な借款の形態は特定の国々との貿易協定に基づく借款である。どの国がこのためによいかが検討されたら、政府は打診を始めるのがよい。以上がこの報告書の主旨である。経済スタッフから見れば当然のこととは言え、「新国家」建設の経済的条件がリアルに手回しよく観察されている<sup>(18)</sup>。実際に、内戦終了後すぐに外国借款獲得のための交渉が始められる。いずれにせよ、二つの経済圏の成立から約1年後にはその再統合が図られようとしたのである。

先述の『検討』は、「最終局面の通貨統一」の具体的準備の手立てをすでに述べていたが<sup>(19)</sup>、38年春に共和国地域が二分されると共和国の急速な崩壊が予測された。「崩壊の最後の時」に遅れぬように態勢を整えることが指示された(通貨・人員・機関の準備)<sup>(20)</sup>。カタルーニャ解放は目前と思われたので、その際にはスペイン銀行のサラゴサ、ウエスカ両支店が駆けつける準備がなされ

た<sup>(21)</sup>。

カタルーニャの全土解放はすぐに起きなかったが、38年4月、5月以降には「新国家」建設を見通した経済政策の体系化が図られる。対外経済政策遂行機関（外貨委員会）の改組とその国内産業編成との連動<sup>(22)</sup>、各部門の生産・分配・輸出に大きな権限をもつ生産調整委員会の創設<sup>(23)</sup>などである。軍需生産の増強も可能となった<sup>(24)</sup>。自信を得た政府は、「公的信用を強化しスペインの経済の正常化を促進する」ため国債の利子支払いを7月から再開することを宣言した<sup>(25)</sup>。この措置はたしかに域内の資産家を安心させ、政府への支持をいっそう強くさせるものだった。この時期に戦時債券を発行するなどもっと積極的な財政政策に打って出てもよかったと事後論評する者もいる<sup>(26)</sup>。

38年4月9日、前月に政府からスペイン銀行の総裁に任命されたかつての王党派右派の大物ゴイコエチェア Antonio Goicoechea は、サン・セバステイアンで開かれた理事会で次のような就任演説をした。「我らが光栄あるカウディーリョが成し遂げている事業、これにスペイン銀行は本当に熱心に協力して来たのでありますが、それによって我々は歴史において唯一のことに感服できるのであります。つまりこういうことであります。あらゆる現代戦、とくに世界戦争はインフレーションの基礎のうえに続けられて来たのであります。ところが今のところ我々の内戦では、大変に残忍で経済上の価値のあるあらゆるものを全く破壊してしまうような内戦で、国民派スペインではこのインフレーションの現象は生じていないのであります」<sup>(27)</sup>。

このような評価はどこまで正当だろうか。内戦中の物価指数の十分なデータはない。戦後すぐに労働省統計局が作成したデータがあり、フランコ政権の経済スタッフもそれを用いている<sup>(28)</sup>。これによると、36年7月を100とした場合の全品目の卸売り物価指数は内戦終結時の39年3月には140.7となっている。住民生活に直接関係する食料品と繊維製品はもっと高く、それぞれ151.6と169.9である。これらの数字が一応信用に足るとすると、2年8か月間の上昇率として「そう高くない」<sup>(29)</sup>とは決して言えないが、戦争中としては高率の上昇とも言えない。共和国地域と異なって多くの農業地帯を抱えていたことと厳格な物価監視の効果がいくらか働いていたと言える<sup>(30)</sup>。他方、前節で見たように、スペイン銀行の前渡し金による財源確保は通貨流通量を増大させることになる紛れもないインフレーション政策であった<sup>(31)</sup>。それでも、通貨のスタンプ押印と交換の際に預金への誘導がなされ過度の通貨流通が避けられた。さらに住民か

ら資金・物資を根こそぎ動員することにより当面の歳出は極力抑えられた。これらによってインフレーションの効果はかなり相殺された。しかし、実はこれは戦時の財政負担を先送りしたことに他ならない。内戦終了後、二つの経済圏の完全統合の際に、フランコ政権はこの大なる遺産（負担）をどのように処理するであろうか。

- (1) 以上, Viñas et al., *Política comercial exterior en España (1931-1975)*, 3 Vols. (Madrid, 1979) 177-178など。早くも6月21日, 産業編成・動員軍事委員会の設置政令が出された。この委員会はフランコの総司令部に直屬し, 「工業に関して統活的役割を果たすもので, ……戦争の必要性和国の都合に合わせて工業を導く」(同政令) ことになった。活動の中心は北部地方だった。また8月には小麦の生産・流通に関し強力な権限を持つ全国小麦事業団が設置された。秋には各県に物価委員会がつくられ価格統制が強化された (Clavera et al., *op. cit.*, 68も参照)。北部占領にともなって表面化した「英独経済戦争」については, 深澤Ⅲ, IV参照。
- (2) 法的措置はそれぞれ37年6月24日, 8月31日, 10月23日の評議会議長府令。
- (3) Banco de España (Burgos), Servicio de Estudios, *Estudio sobre la restauración de la comunidad dineraria española (23-I-1938)*, 34. この文献については後出本文参照。
- (4) *Ibid.*, 33-34.
- (5) ブルゴスのスペイン銀行につくられた通貨審査委員会がこれらの諾否を決定した (主な法的措置は37年7月10日の評議会議長府令)。AHBE, Sucursal de Burgos, Caja 11-Dの諸文書に諸例あり。
- (6) これらの指示は後にサンタンデル, ヒホンにも適用された。以上, *Estudio sobre la restauración*…., 34-37. 内戦前とその後の取引を区別し, 後者の状況を調査するという作業は当然ながら煩雑極まるものであった。同年10月にこの作業をより早く終わらせるための措置が採られた。
- (7) *Ibid.*, 45-46, 89-91.
- (8) これを法的に明確にしたのは, 38年4月1日の財務省令, 同年10月13日法。以上の預金封鎖については, また, Paris Eguilaz, “La Política Económica…”, 486; Fuentes Quintana et al., *op. cit.*, 359-360; Benavides, *op. cit.*, 194-196など参照。
- (9) 注(3)の文献。

- (10) *Estudio sobre la restauración...*, 1-2. 傍点引用者。
- (11) *Ibid.*, 89.
- (12) *Ibid.*, 96-100.
- (13) *Ibid.*, 122-125.
- (14) 前掲38年4月1日の財務省令による。「解放」直後の無申告交換額は一人当たり50ペセータまでとされた。38年1月末から反乱派政権は内閣制をとり、財政政策を担当する財務省が設立された。新財務相も通貨統一実現に向けての意欲を示した (AHBE, ACG, 21-III-1938)。
- (15) 38年9月以降、無申告交換額は100ペセータまでに引き上げられた。以上、38年8月27日の政令による。また、AHBE, ACG, 20-IX-1938参照。
- (16) ブルゴスのスペイン銀行に設けられた通貨交換特別審査院がこれらに対処した。AHBE, Sucursal de Burgos, Caja 11-Dに審査院への申請例や処置例がある。39年6月の申請例があるから、これは内戦終了後も機能した。
- (17) *Empréstito para la reconstrucción económica de España* (3-II-38). Viñas, *El oro español...*, 559-575に収録。
- (18) 内戦中の英・独などとの貿易協定、また外国借款については深澤Ⅳ参照。
- (19) *Estudio sobre la restauración...*, 134-136.
- (20) ドイツと国内の企業だけでは通貨製造が間に合わず、オーストリアとイタリアの企業が製造した通貨も準備された。AHBE, ACG, 9-IV, 9-V-1938.
- (21) AHBE, ACG, 9-IV-1938.
- (22) これについては、深澤Ⅳ参照。
- (23) 38年7月16日法で創設。また、Paris Eguilaz, “La Política Económica...,” 478-479.
- (24) Whealey, *op. cit.*, 253. 軍事関係部門以外への投資は厳しく規制されていた (38年8月20日政令; Paris Eguilaz, “La Política Económica...,” 478-479)。女性労働力の動員や時間外労働についての言及もあるが (*Ibid.*, 478), その実態はよくわからない。
- (25) 38年5月12日法。前節で見たように、これ以前に満期の国債の利子は内戦中は支払われなかった。この措置に触発されて、スペイン銀行もその株式の配当金支払いを検討し始めた (AHBE, ACG, 20-V-1938)。
- (26) 「戦争の初めの時期には、資本家は国民軍の敗北の場合には全く価値がなくなってしまうかもしれぬ債券などに金を出すのに警戒の姿勢を示しただろうことは確

かだ。しかし・・・[この時期には] 戦時債券は国民寄金より間違いなくもっと成功を取めただろう」「公的信用に訴えなかったことは我らの戦争中になされた財政政策の主要な過ちだった」(Delclaux, *op. cit.*, 116-117)。また, Paris Eguilaz, “La Política Económica・・・”, 496; Fuentes Quintana et al., *op. cit.*, 359. パリース・エギラスは, この方策が採られなかったのは戦争が長くは続かないと考えられていたからと説明している (Paris Eguilaz, „Die Währungspolitik während des spanischen Befreiungskrieges und ihre Auswirkung auf die spanische Volkswirtschaft“, *Weltwirtschaftliches Archiv*, Bd. LXII (1940), 349)。他方, 共和国政府は38年7月にこの方策を採ったが失敗した。

- (27) AHBE, ACG, 9-IV-1938.
- (28) Ministerio de Trabajo, Dirección General de Estadística, *Boletín de Estadística*, núm. 2 (abril-julio de 1939) に掲載。Paris Eguilaz, “La Política Económica・・・”, 481-482もこれを再録している (全品目の指数のみ)。しかしパリース・エギラスは別の論稿で, このもととされた個々の品目の物価のデータは不十分だと述べている (Id., „Die Währungspolitik・・・“, 351)。
- (29) Paris Eguilaz, “La Política Económica・・・”, 481. Velarde, *op. cit.*, 464も参照。
- (30) 厳格な物価監視は「社会の外観, 生活水準, 秩序の点において決定的に重要な要素だった」(Abella, *op. cit.*, 317. *Ibid.*, 187; 316も参照)。もちろん, この前提となる食料品などの物資に余裕があったとは考えられない。データはほとんどないが賃金・給与や他の所得が全般的に上昇したとも考えられない。パリース・エギラスは, 大多数の労働者, 公務員の生活水準は内戦中に28~30%低下したと言う („Die Währungspolitik・・・“, 352-353)。しかしこれもかならずしも根拠があるわけではない。
- (31) 反乱派地域の通貨流通量の変遷を追うことはできなかった。内戦開始時のスペイン全体の通貨流通量は54億5千万ペセータだったが, 38年12月の反乱派地域のそれは55億8千万ペセータ, 内戦終結後の39年5月には87億ペセータという数字がある (後出図1; Delclaux, *op. cit.*, 115; Benavides, *op. cit.*, 190; Paris Eguilaz, “Sobre algunos problemas de la ley de Desbloques”, *Moneda y Crédito*, septiembre de 1945, 37)。



#### IV 国民寄金

ここで、住民からの資金・資産動員として注目すべき国民寄金の意義を検討しておこう<sup>(1)</sup>。第1節で見たように、このキャンペーンは内戦開始後早くも半月足らずで開始された。「金を祖国に」の訴えが新聞などに現われた。「資産家の諸君！スペイン救国国民運動は、この時においても諸君たちがその所得を今までと同じように得ることを守るものである。[しかし] 君たちが精神的また物質的な援助を国民運動に気前よく提供するのを一時でもためらうならば、ひどい愛国者となるうえに、今や生まれかかっている強大なスペインにとともにいるのにふさわしからぬ恩知らず者となろう。君たちの金や宝石でもってブルゴスの政府の国庫をすぐに増やすようにしてくれ」(『ブルゴス日報』 *Diario de Burgos*, 1936年9月21日)<sup>(2)</sup>。

これに応えた提供者のリストが新聞のページを飾った。資産家からの提供が多かったが、過去の左翼的「汚点」を打ち消すために進んで寄金した者も少なくなかった<sup>(3)</sup>。興味を引くのは、特定の目的、とくに飛行機購入のための寄金キャンペーンがおこなわれたことである。飛行機は内戦初期に反乱派が最も必要としたものであった。このキャンペーンは各県毎におこなわれ、各々の県の名前などが冠された飛行機購入が目指された。たとえば、サモラ県ではサモラ号、カナリア諸島のテネリーフェ島ではテネリーフェ号、コルーニャ県ではヘラクレス号などである<sup>(4)</sup>。

初期には様々な団体が寄金の回収をしていたが、政府は10月から11月にかけて回収ルートを整備統合した。各県毎に受け入れ機関がつくられ、県当局はここに集約されたものをブルゴスに報告・移送した。このようにして集められた金・外貨・貴金属・宝石・ペセータなどは財務委員会下の寄贈局に集中された<sup>(5)</sup>。

初期に最も必要とされたのは外貨だった。まだ外国からクレジットで武器や軍需物資を得ることは困難であり、ドイツでさえ援助の支払いを可能なかぎり外貨でおこなうことを要求した<sup>(6)</sup>。前述の飛行機購入キャンペーンでも、フランコが早くも指摘したように、そのためにはペセータは役立たず外貨が必要であった<sup>(7)</sup>。石油も同様であった。12月末、財務委員会贈与局は、アメリカ合州国のテキサス石油会社に支払うための外貨を年内に準備するよう命令を受けた。国民寄金で集められた外貨や対外支払い手段が動員された<sup>(8)</sup>。寄金によって集まった外貨量の全体は明らかではないが、実際に使用された外貨について

はいくつかのことがわかっている。外貨は早くも36年9月中旬には国外に送られ始め、それは内戦終了後の40年秋まで続いた。ポンドが大半で、発送先はロンドンとリスボンが多い。用途の多くは外交代表部や対外宣伝機関である<sup>(9)</sup>。

金・貴金属を含むもの（地金、金・銀貨、宝飾品など）はそのままかブルゴスで鑄造されて、やはり対外支払い手段となったり金準備を構成した。宝石類や美術的・骨董的価値のある古銭などはとくに区別されて、より多くの資金を生むようにされた（コレクションなど）<sup>(10)</sup>。たいした経済的意義はもたなかったが、内外の有価証券、とくに外貨に換えうる証券類も集められた<sup>(11)</sup>。これら対外支払い手段となるものは極めて重要視されたので、その「寄金」は他方での強制的な供出と並行してすすめられた<sup>(12)</sup>。

住民の手にあるペセータ現金を吸収するのにも寄金は成果を挙げた。36年8月から39年3月までに2億ペセータ近くの収入があったのである。これはとくに内戦終了後に使用されて、第2節で見たような軍事調達未払い額を若干でも埋める役割を果たした<sup>(13)</sup>。寄金とは言いながら強制的性格をもつ公務員給与からの差し引きは、37年春以降の財政逼迫のもとでさらに強められた。この歳金をしない者は処罰の対象とされたのである。この安定したペセータ供給源は、38年末までに8,900万ペセータを国庫に提供した<sup>(14)</sup>。

ビーニャスの試算によると（外貨もペセータに換算）、内戦後に回収されたものも含めて国民寄金は全体で4億1000万ペセータを住民の手から反乱派政権のもとに集中させた。これは『暫定財政概要』が言う内戦中の国庫収入の11%にあたる（表1参照）<sup>(15)</sup>。国民寄金は、一方で外貨危機の緩和と金準備の形成に貢献し、他方で国内資金の集中・形成において「注目に値する役割」（ビーニャス）を果たしたのである<sup>(16)</sup>。おそらく、愛国主義を鼓舞し共和国への敵愾心を煽って住民を戦争へ動員する精神的効果も大きかったであろう<sup>(17)</sup>。

国民寄金の他にも様々な寄金キャンペーンがおこなわれた。ファランヘ党の少女たちが記事を配って最低0.3ペセータの義援金を集め、その資金を孤児の保護や食堂建設などに向ける冬期救済事業 *Auxilio de Invierno*（社会救済事業 *Auxilio Social* とも言った）、戦闘員へのクリスマス・プレゼント *Aguinaldo de Combatientes* などである<sup>(18)</sup>。これらは経済的また精神的に第2節で見た特別税とも重なる意義をもった。

(1) 本節は、Viñas, *El oro español* …, cap. V “Entregas de Activos metálicos en la España nacional: La campaña patriótica” に多く依

拠している。これは国民寄金についてのほぼ唯一の研究である。

- (2) Abella, *op. cit.*, 52,53に所引 (Ronald Fraser, *Blood of Spain. The Experience of Civil War 1936-1939* (Penguin Books, 1981/led. 1979), 201にもあり)。新聞『ガリシアの声』*La Voz de Galicia*には「祖国が金を必要としているこの時に、金を自分の懐にもっている者はユダヤ人だ。もっている金を差し出されよ！」との訴えが載った(日付不明。しかし、反乱派のイデオロギーにおいて反ユダヤ主義はかならずしも強くない)。また、37年のある新聞には「スペイン人よ。戦争が始まって10か月たってもまだ金の指輪を輝かせているような男や女と握手するな。これは祖国が必要としているものなのだ。こいつらはスペイン人ではない」とあった (Abella, *op. cit.*, 52,53-54, 193)。
- (3) *Ibid.*, 53-54。早いものでは、8月8日の新聞に、フランコの訴え(第1節参照)に応えた人々の記事が載った (Guillermo Cabanellas, *La Guerra de los mil días*, 2 Vols. (Buenos Aires, 1975), 877; Viñas, *El oro español*..., 395)。かならずしも国民寄金に含まれるのではないが、マルチ Juan March に代表される財界人・銀行家も巨額の資金提供をした (*Ibid.*; Abella, *op. cit.*, 54。また深澤IV)。
- (4) ヘラクレスはジブラルタル海峡兩岸を意味することもあり、これとかけたのかもしれない。ラス・パルマス、サラゴーサ、テルエルでも飛行機購入のための寄金キャンペーンがあった。以上、AHBE, ACG, 28-X, 21-XI-1936。また, Abella, *op. cit.*, 53; Viñas, *El oro español*..., 399-400。スペイン銀行や民間銀行はこれらの有力な寄金者だった。
- (5) *Ibid.*, 398。
- (6) *Ibid.*, 402。
- (7) *Ibid.*, 399-400。注(4)に記したサラゴーサとテルエルの寄金による飛行機購入については、結局、10月中旬にドイツから9機のハインケル51型機を購入する契約がなされた。支払はマルク、ドル、ポンドのいずれかで、外貨で全額支払い不可能の場合はスペイン商品の引渡して相殺されることになった (*Ibid.*, 402-403)。
- (8) *Ibid.*, 401-402; 深澤IVも参照。
- (9) *Ibid.*, 410-413; Viñas, *Guerra, Dinero, Dictadura* (Barcelona, 1984), 188-189; 深澤IV。
- (10) Viñas, *El oro español*..., 403-404, 413-424。

- (11) *Ibid.*, 429-430.
- (12) 対外支払い手段の強制供出方策、とくに37年3月14日政令法については深澤IV参照。
- (13) Viñas, *El oro español...*, 430-435.
- (14) 37年3月15日の評議会議長府令。*Ibid.*, 408-409, 426-430.
- (15) *Ibid.*, 436-439.
- (16) *Ibid.*, 398-399, 436, 439.
- (17) ビーニャスは精神的効果への言及を避けている。筆者も論ずるに足る資料がない。共和国も住民からの金・外貨などの供出方策を採ったが、愛国的寄金キャンペーンの性格は反乱派側の方が強いようだ（深澤I, III参照）。
- (18) 前者の法的措置は、36年12月29日と37年2月2日の総務局令。その例は、AHBE, ACG, 7-XI-1936, 27-I-1937, またFraser, *op. cit.*, 310にある。後者の法的措置は、36年12月4日と37年11月20日の総務局令。その例は、AHBE, ACG, 16-XII-1936, 10-XII-1937にある。前者はナチス・ドイツの冬期救済事業を模倣したものである（Cabanelas, *op. cit.*, 877-878; Fuentes Quintana et al., *op. cit.*, 357など参照）。

## V 敗者のための法

内戦の終結がけに宣言された39年4月1日、フランコ政権の戦後最初の法が公布された。それは内戦中の共和国地域でおこなわれた経済活動・取引活動をすべて中断・封鎖するものだった。集産化されていた企業ももちろんこれに含まれた<sup>(1)</sup>。北部地方の「解放」以後、とくに38年秋以降おこなわれて来た共和国支配下の個々の経済活動を監査するという事業（「始末」をするため!）が財務省の指導のもとで全国的に進められた<sup>(2)</sup>。スペイン銀行調査部のデータでは、内戦中およびその後封鎖された預金額は表2のようになる。

共和国のもとで流通していた通貨を一掃し新国家の通貨に統一するための通貨交換には、39年8月末に終止符が打たれた（表3）。他方、この夏から秋にかけて封鎖解除のための方策づくりが始められる。各県ごとの監査事業の結果が財務省に集中された。スペイン銀行調査部は、全土「解放」後に入手した共和国のスペイン銀行の諸文書をもとにして内戦中の共和国の通貨・財政状況の包括的データを作成した（図1）。封鎖体制解除検討委員会が設置され、これらの資料に拠って具体的方策を作成することを委任された<sup>(3)</sup>。共和国が「猛烈

表2 封鎖された預金額（単位 ベセータ，小数点以下切り捨て）

民間銀行の預金	個人名の預金	計
3,009,172,561 (42.69%)	4,039,587,907 (57.31%)	7,048,760,463

出典：Banco de España, Servicio de Estudios,  
*Estadísticas 1936-1939* (Madrid, 1939),  
estado, núm. 13, 14, 15, 16. 一部の数字を修正。

備考：このデータは、後出の封鎖体制解除検討委員会の報告書にそのまま採用されている。

表3 交換された通貨量（1939年8月25日まで。単位ベセータ）

スタンプ押印された通貨	スタンプ未押印の通貨	計
2,462,267,550	3,408,633,900	5,870,901,450

出典：表2の典拠文献の estado núm. 10.

備考：① この総計は、内戦開始直前の通貨流通量にほぼ対応する（後出図1参照）。

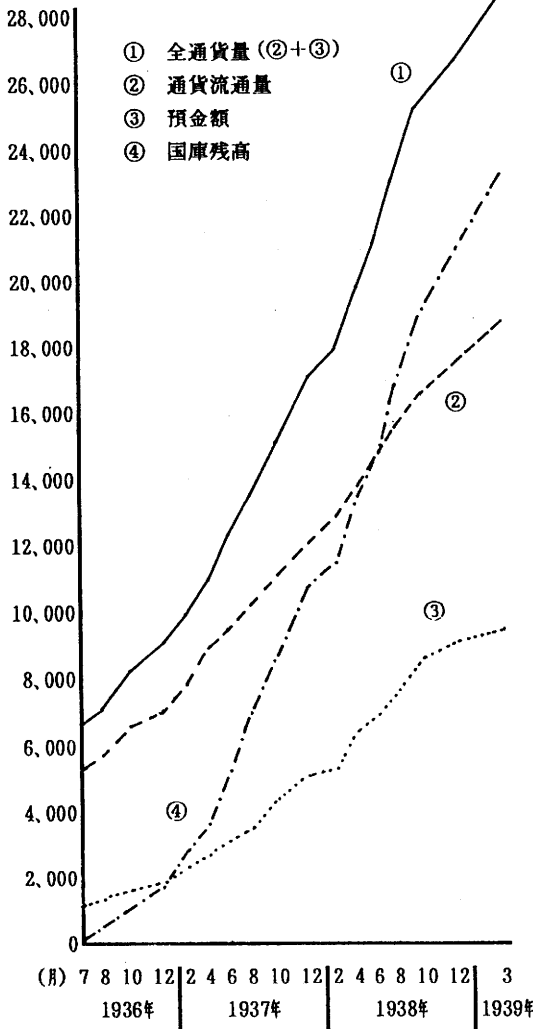
② 37年初頭まで共和国が支配していた地域では、スタンプ押印された通貨の交換はない。

表4 共和国ベセータの「価値」

時 期	割合(%)
1936年7月19日－ 10月	90
36年11月－37年2月	80
37年3月－ 6月	65
7月－ 12月	40
38年1月－ 6月	20
7月－ 12月	10
39年1月－ 3月	5

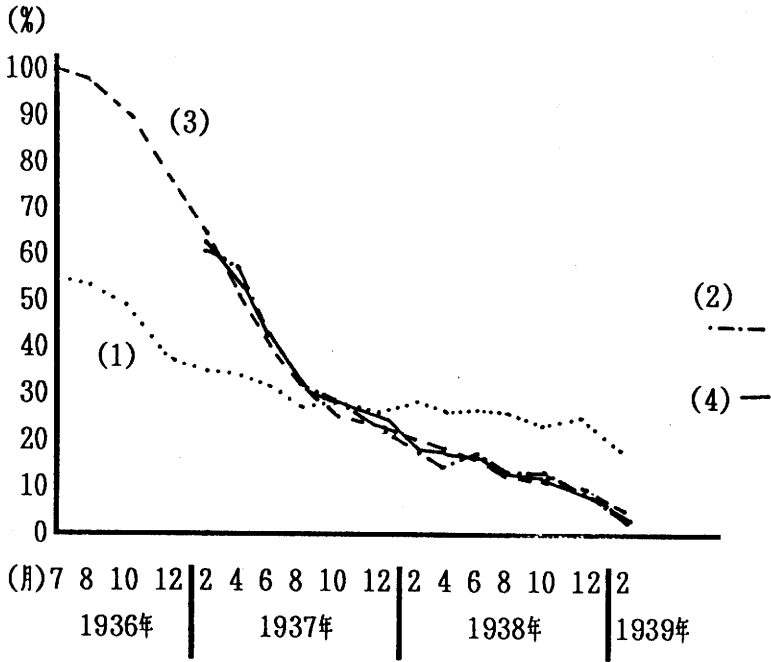
出典：1939年12月7日法（封鎖解除法）

図1 内戦中の共和国の通貨量の変遷 (単位 100万ペセータ)



出典：表2の出典文献の estado núm.1,2より作成。Paris  
 Eguilaz, "Sobre algunos problemas...", 34, 35も参照。

図2 共和国のペセータの価値の諸算出基準



出典：Miguel, *op. cit.*, 23の表Aから。

なインフレーション」<sup>(4)</sup>の状態にあったことはよく知られていたが、図1はたしかに大変な経済状況の悪化を物語っている。

敗者のペセータを勝者のペセータに換える方法、つまり両者の価値の割合を定めることはすでに38年1月の『スペインの通貨共同体の再建に関する検討』が提起したところであった(第3節)。検討委員会でもこの割合のもとになるものとしていくつかの基準が出された。(1)内戦中の各時期ごとの両地域の通貨量、(2)国外の取引市場での両ペセータの相場、(3)両地域での物価指数、(4)(2)と(3)を組み合わせる、などである<sup>(5)</sup>。11月に検討委員会が提出した報告書は、内戦中に採られた措置、すなわち、共和国支配下で流通した通貨の無効化、内戦

開始前の通貨や預金はそのままの価値を有するものとする、を継承したうえで封鎖解除をおこなうべきであるとした。しかし、前述のような割合については、36年7月18日以降に共和国支配地域でおこなわれた取引活動は「時期に従って価値が低下する係数に基づいて封鎖が解除される」と記すだけに留めている<sup>(6)</sup>。

封鎖解除法は12月7日に公布された（官報で公表されたのは12月20日）。前文からして勝ち誇ったトーンである。「正当な通貨と無効な通貨のきっぱりとした切断は非常に効果的な戦争の武器となった。それは大いなる結果となって表れ、敵域の物価を上昇させ通貨流通を激しくさせたのである。通貨をもつていてもどうしようもなくさせたのである」。内戦中の共和国地域でおこなわれた取引や預金は、表4のような方法で新国家のペセータに換えられることになった。この割合の根拠は明示されていないが、前出の検討委員会が出された(4)が採られたものと思われる<sup>(7)</sup>。共和国の軍・民の諸組織やそれへの協力者、「マルクス主義者かアナキストの労働組合、あるいは人民戦線の政党」の資産はもちろん還元されることはなかった。そればかりでなく、共和国に融資するか武器・弾薬を供給したり、共和国のために自動車を入力した者も除外されてしまった<sup>(8)</sup>。

以後、4年近くの間、財務省内に設置された封鎖解除本部の監督のもと封鎖解除事業が続けられた。この結果、共和国のもとで増加した90億ペセータ近くの預金（図1参照）は30億ペセータ以下、つまり3分の1以下に削減された<sup>(9)</sup>。43年9月末、封鎖解除事業の終了が宣言された<sup>(10)</sup>。共和国経済の「始末」が完成したのである。

共和国の通貨の完全廃棄と、共和国のもとでおこなわれた経済・取引活動のこういった方法での「始末」は何を意味するのか。それはまさに7月18日までに存在していたものを「正当な財産」（パリース・エギラス）<sup>(11)</sup>とみなし、それ以後に「正当な」政府にたてつuitた者たちを経済的に懲罰することに他ならない。インフレーションの高進など共和国の経済運営に幾多の問題があったことはたしかであるが、それはもとより反乱→内戦という事態のなかで生じたものである。結局、これは戦争と勝利の費用（犠牲）を敗者を何らかの形で支持した人々に負わせる方法である。戦争の進展とともに率が低下する「割合」も、共和国が不利となった時期でもなお共和国に忠実な者をより厳しく懲罰することになる。以上の意味で、これは政治責任法の経済版であり、「敗者のための法」<sup>(12)</sup>と言ってよい。フランコ政権は、軍事的勝利に続いて経済面のこの方策



でも成功したのである<sup>(13)</sup>。

- (1) 法制的には、39年4月1日の法、6月15日の政令。
- (2) 財務省銀行通貨局が発行したサーキュラー（38年11月～39年11月）には、監査事業遂行上の細かい指示が載っている（スペイン財務省総合文書室 Legajo 19, 919 (b)）。スペイン銀行にあった国庫や、共和国に対する「反乱分子」から接收された資金（深澤 I 参照）の「始末」の作業は別におこなわれた。
- (3) 以上、39年8月25日の財務省令による。
- (4) AHBE, ACG, 8-II-1939. スペイン銀行調査部は共和国の物価指数のデータも作成した。それによると、36年7月を100としたときの指数は、同年末に142, 37年7月に248となっている（表2の出典文献の estado núm. 25, 26から算出）。しかし、これがどこまで信用できるかわからない。後の研究では、39年2月に1,528という指数もある（Velarde, *op. cit.*, 463, 464）。
- (5) 検討委員会の委員であったパリス・エギラスは（3）を推奨した。以上、Antonio de Miguel, “Fundamentos técnicos para la construcción de una escala de desbloqueo”, *Moneda y Crédito*, núm. 11 (diciembre de 1944); París Eguilaz, “Sobre algunos problemas...”。
- (6) 報告書の多くの部分は技術的事項に関することである。*Dictamen de la comisión para el estudio de la liquidación del régimen de bloqueos* (11-XI-39)。これはタイプ打ちのものを謄写版印刷したもの。不鮮明で判読不能な部分が多いので、そこに何らかの関連した言及がある可能性もある。
- (7) 検討委員会が出された(1)–(4)の方法を図形化すると図2のようになる。(2), (3), (4)は表4とほぼ対応する。ただもとのデータが十分とはかぎらない（第3節注<sup>(28)</sup>参照）。
- (8) 封鎖解除法については、同法のほか、Ramón Tamames, *La República. La Era de Franco* (Madrid, 1977/1 ed. 1973), 318-319; Clavera et al., *op. cit.*, 86-87も参照。
- (9) Fuentes Quintana et al., *op. cit.*, 361; París Eguilaz, “La Política Económica...”, 494; Tamames, *op. cit.*, 319. 封鎖解除の詳しいデータにはアクセスできなかった。共和国地域にあった外国政府資産も封鎖されていた。諸国政府はその全額を自由処分できるように要請した。外務省は、多くの外交代表からこの件でクレームが来ている、「これらには正当な理由があり、我々がこのようなやり方で諸国の資金を封鎖しているのは乱暴なことだ」とした（40

年6月20日)。しかし、財務省はこれらの資産にも封鎖解除法を適用した（このようなやり取りは、AMAE, R2243, E14の諸文書にある）。

- (10) 43年9月27日の政令。共和国とフランコ政権の両スペイン銀行の資産の統一作業は42年になされた（42年3月13日の法；*Memoria del Banco de España de 1942*, 63-73；Sardá, *op. cit.*, 449-451）。
- (11) Paris Eguilaz, “La Política Económica...”, 491.
- (12) この表現はタマーメスのものである（Tamames, *op. cit.*, 319）。ほぼ同様の指摘をするものとして、Pedro Voltres, *Cuestiones vivas de la historia económica de España* (Madrid, 1985), 132 ff.
- (13) 「1939年の封鎖解除法は問題の性格からして技術的に面倒なものだったが、たしかに所期の目的を達成した。すなわち、全国の通貨共同体を再建し、このような再統一から生じたかもれぬインフレーションの効果に歯止めをかけたのである」（Sardá, *op. cit.*, 449）。

おわりに

反乱派政権の経済政策ブレーン、パリース・エギラスは、反乱派・フランコ政権は「現代通貨政策史において前例のない諸問題」の解決に成功したと自画自賛している<sup>(1)</sup>。これは一面では当たっている。内戦前期に、通貨の切断、独自の通貨・経済圏の形成によって戦時経済と新国家の経済的基礎を構築し得、内戦後半と戦後には、さらに敗者の犠牲にも依存して戦争によって破滅した経済の再興を図ろうとしたのである。

しかし、戦争遂行と新国家形成のための資金の多くは自らがつくったスペイン銀行の前渡し金に依っていた。これこそ「戦争の国内費用<sup>(2)</sup>」を表すものである。内戦終了後のスペイン銀行の事業報告は、「我が銀行は国の防衛の要請に応えるために、祖国の利益に最大限に奉仕するために国庫が必要としたあらゆる財源を国庫に提供した」「解放戦争の戦費はスペイン銀行が調達した財源を通じてスペイン国家によって賄われた」と誇らしげに述べている<sup>(3)</sup>。これはまさに上述のことを言っているのに他ならない。つまり、国内での戦費は基本的に通貨発行＝インフレーション政策によって賄われたのである<sup>(4)</sup>。これと住民からの資金・物資の根こそぎ動員（内戦中は無償の調達＝徴発）、それに敗者の資金・資産の一部あるいは全部の奪取が反乱派政権の戦費調達（節約）の中心であった。

そうであれば、戦時に先送りされた財政負担は戦後に持ち越されている。39年4～9月の間にフランコ政権はまたもやスペイン銀行（ブルゴスからマドリードに本拠を変えた）から25億ペセータを前貸しされた<sup>(5)</sup>。内戦中の物資調達のため未払いに應ずるためである。政府は1940年のうちにこの未払いを解決すると宣言したのである<sup>(6)</sup>。内戦中のインフレーションの効果の蓄積のうえにさらに戦後も通貨発行＝インフレーション政策が続けられたのは、内戦の遺産の処理のためであった。まさにこれによって生ずる効果を避けるためにも「敗者のための法」を厳しく適用しなければならなかった。つまり、共和国のもとにあった資金・資産を奪いとる必要があったのだ<sup>(7)</sup>。

「フランコはいかにして戦費を賄ったか」という点（反乱派政権はどのようにして戦争に勝利できたか）では、対外的な戦費獲得が決定的意味をもった。国内の戦費調達はこれを補ったと言える。しかし、この対外的戦費獲得のツケも戦後に先送りされていた。対ドイツ（イタリアも）負債を償還するためにスペイン生産物の移出政策が続けられたのである。戦後も国内の食料・経済事情の回復は成りえなかったのである<sup>(8)</sup>。

内戦中、住民は窮乏に耐えなければならなかったうえ戦闘のために多くの資産を失った。内戦後は、またもや窮乏に耐えながら敗者の側にいた者たちの犠牲のうえに生活を維持した。スペインは、内戦とフランコ政権の勝利によって多くの資産と資金を戦闘に費やし、また国外に流出させて貧しい国とならざるをえなかった。

(1) París Eguilaz, “La Política Económica…”, 496.

(2) Sardá, *op. cit.*, 442.

(3) *Memoria del Banco de España de 1942*, 45.

(4) 「スペインの内戦は基本的にはインフレーションによって戦費が調達された」(Fuentes Quintana et al., *op. cit.*, 359)。ピーニャスも同様に評価する（「はじめに」注(5)）。

(5) AHBE, ACG, 20-IV-1939. 以後、同年9月までの各前渡し承認日の AHBE, ACG. また、*Memoria del Banco de España de 1942*, 46; 『暫定財政概要』。

(6) 『暫定財政概要』

(7) 「敗者のための法」が反乱派地域のインフレーションの効果も減殺しようとし

たことを指摘するのはタマーメスである (Tamames, *op. cit.*, 319)。しかし、フランコ政権がおこなった財政操作の多くは依然として「秘密のヴェール」(ビーニャス)に覆われている。小稿もいくつかの側面を明らかにできただけである。

- (8) この点を強調するのはビーニャスである。ビーニャスは、スペイン生産物の対独移出による戦後のスペイン住民の全般的窮乏は、「内戦でのナチのフランコ将軍への援助の解消の基本的な歴史的調節器である」とまで言う (Viñas, *Guerra, Dinero, Dictadura*, 201)。第3節で見たように、フランコ政権は対外借款獲得による経済困難の緩和を目論み、内戦後すぐにそのための工作を始める。しかし、これについてはまた稿をあらためて論ずることにする。